

## 電子申請の受付開始について

- ・令和8年4月から、消防本部に申請する各種様式の一部について e-Gov 電子申請による受付を開始しています。
- ・ e-Gov 電子申請については、下記のサイトから申請可能です。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/>

- ・詳しい利用方法は、e-Gov 電子申請サイト内「ヘルプ」等をご参照ください。

### 注意事項

- ・ e-Gov 電子申請を利用するためにはアプリケーションをインストールする必要があります。
- ・ **「工事整備対象設備等着工届出書」、「危険物施設許可申請等の手数料が必要な申請」については消防署へ来庁のうえ、対面での提出をお願いいたします。** 電子申請において受付可能な届出等は[受付可能様式](#)をご確認ください。
- ・ 上記以外の届出についても、届出の内容により、対面による書面での申請をお願いする場合があります。
- ・ パソコンからのみ申請・届出が可能です。（スマートフォンからの申請はできません。）
- ・ 提出先は、大分類「兵庫県」、中分類「美方広域消防本部」、小分類「美方広域消防本部予防課」に設定してください。
- ・ 記載内容や添付資料に不備がないよう十分ご確認の上、期間に余裕をもって手続きを行ってください。
- ・ 電子申請内容の訂正および添付書類の追加が必要な場合は別途連絡させていただく場合があります。
- ・ 消防訓練の実施に伴い、下記のいずれかに該当する場合には、消防署との調整が必要となりますので、電子申請をされる前に最寄りの消防署に連絡をお願いいたします。
  - 1、消防職員の派遣を要請する場合
  - 2、水消火器の貸し出しを必要とする場合
- ・ 電子申請では副本が返却されません。申請後、「申請書控え」をダウンロードし添付書類と一緒に保管してください。副本（消防の受付印）が必要な場合は、持参または郵送で申請してください。
  - ※郵送の場合は、返信用封筒を同封してください。